

さくら市農業委員会総会議事録（令和5年11月定例総会）

1. 開催日時 令和5年11月24日（金）午後1時30分から午後2時24分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大竹	宏委
係長	小倉	真理
主査	高野	洋

7. 会議

事務局	大竹	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	七久保	<p>皆さんこんにちは。お忙しい中ご苦勞様です。先日の11月9日・10日の視察研修、そして16日に大田原市で目標地区の作成についての研修がありあました。11月9日の蕪崎市農業委員会との研修におきましては、地元の方々との信頼が大切だという話がありました。地元に着している皆様にとっては、大変な業務だと思います。また、16日の大田原市の研修におきましては、出来るか出来ないかではなく、やるかやらないかが大切であるとの話がありましたのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それではただ今から、さくら市農業委員会11月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	大竹	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
1番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第2号2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>次に、第2調査会委員長の報告を求めます。</p>

1 1 番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号4件の合計7件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	七久保	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
1 7 番	大谷	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第2号5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	七久保	次に、第4調査会委員長の報告を求めます。
6 番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号2件、議案第3号2件、合計4件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	七久保	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。12番の石塚良男委員、14番の小堀義明委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、売買及び貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願ひします。

11番	小林	あっせん委員といたしまして、10番 神山智子委員、11番 小林義和で担当いたします。
議長	七久保	それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、10番 神山智子委員、11番 小林義和委員を指名します。 続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。) この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
11番	小林	あっせん委員といたしまして、9番 手塚智枝子委員、14番 小堀義明委員を指名いたします。
議長	七久保	それでは、議案第1号 番号2番のあっせん委員は、9番 手塚智枝子委員、14番 小堀義明委員を指名します。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
5番	田崎	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)

		<p>譲受人の〇〇さんと、譲渡人の△△さんの持分の2分の1共有を取得するものです。ちなみに耕作者は□□さんが耕作しております。</p> <p>地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会におきましても書類審査及び現地確認を行いました。問題ないと判断いたします。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号 番号2番については、取り下げとなりました。</p> <p>続きまして、議案第2号 番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第2号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
15番	小林	<p>案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>先日22日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行いました。今回、譲受人の〇〇さんが、現在大豆を耕作しておりまして、規模拡大ということで</p>

		何ら問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第2号番号4番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
6番	片岡	案内図2-4をご覧ください。(申請の場所を説明する) 内容は事務局の説明のとおりです。現在畑で野菜をつくっております。耕作者に贈与するものです。 18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。

		議案第2号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号4番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第2号番号5番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
14番	小堀	案内図2-5をご覧ください。(申請の場所を説明する) 現在の耕作者に贈与するという申請です。 17日に地元の推進委員と現地を確認し、特に問題は無いだろうということです。ただ、譲渡人の年齢が高いので、その意思確認をどうするのかを事務局と検討しましたが、この申請が代理人から出ていて、代理人に再度、意思の確認してもらっております。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号5番については、原案ど

		<p>おり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号 番号6番から番号9番の4件については、譲受人が同一の所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>議案第2号 番号6番から番号9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第2号番号6番から9番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>まず、議案第2号 番号6番及び番号9番について、担当委員の説明をお願いします。</p>
17番	大谷	<p>まず、案内図2-6をご覧ください。</p> <p>(申請の場所を説明する)</p> <p>詳細については事務局の説明のとおりです。</p> <p>19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>案内図2-9をご覧ください。</p> <p>(申請の場所を説明する)</p> <p>19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>続いて、議案第2号 番号7番及び番号8番について、担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	田崎	<p>案内図2-7と2-8をご覧ください。</p> <p>(申請の場所を説明する)</p> <p>内容については事務局の説明のとおりです。</p> <p>21日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>

議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 番号6番から番号9番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第2号 番号6番から番号9番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号 番号10番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第2号番号10番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
6番	片岡	<p>案内図2-10をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>現地を確認しましたが、土手が無くなっていて耕作者が1枚全部作っている感じで、この耕作者に所有権移転するということです。</p> <p>18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 番号10番について、承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第2号 番号10番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号 番号11番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第2号番号11番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
18番	手塚	<p>案内図2-11をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>耕作者は〇〇さんで、その奥さんが譲受人です。二人で農業に従事しております。</p> <p>22日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 番号11番について、承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第2号 番号11番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番と番号3番の2件については、上阿久津台地土地区画</p>

		<p>整理事業地内の所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第3号 番号1番と番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号1番・番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、何れも農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小菅	<p>どちらも上阿久津台地土地区画整理事業地内でありますので、場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>どちらの案件も、譲受人は現在さくら市内のアパートに居住しております。生活に手狭になったため、一戸建てを探していたところ、この物件を見つけたということで取得に至りました。</p> <p>この土地は、駅及び宇都宮地区や小学校、スーパーへのアクセスも容易であるためこちらの住宅購入を決断しました。</p> <p>どちらも給水及び排水は、さくら市上・下水道、雨水については宅地内浸透処理ということです。</p> <p>資金計画は、どちらの方も自己資金を入れたうえで、残りは借入金でまかなうということで、融資証明書も添付されております。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号1番と番号3番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号1番と番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
14番	小堀	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この土地の周りは既に宅地造成されておまして、現在はその残った部分というかたちです。</p> <p>現在譲受人は市内のアパート住まいで、子どもの環境もありますので、学校の近くということでこの土地を選定しました。</p> <p>土地の利用計画ですが、一般住宅2階建てのものを建てます。駐車場は2台分を確保、取水は市上水道より取水、排水は合併浄化槽から敷地内浸透処理します。</p> <p>資金計画は、2,830万円借入します。</p> <p>周辺農地への影響ですが、既に1m近くの土盛りがされているところで、17日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。周りへの影響等はないと確認ができましたので、ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。</p>

		【全員挙手】
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小菅	<p>この案件につきましても、上阿久津台地土地区画整理事業地内でありますので、場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は、〇〇市にある△△が、□□さんから農地を売買によって所有権を移転し、3区画に分け宅地分譲する案件です。いわゆる更地分譲です。</p> <p>譲受人の△△は、〇〇市に本社を置き、グループ累計18,000棟の建築を行っております。不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業者であります。この度、●●市に本社を置く▲▲と合併したことにより、栃木県内にさらに注力していきたいと考えております。</p> <p>土地の選定理由は、何よりさくら市ハザードマップにおいて洪水の危険性がないことです。また、区画整理がされた土地で道路整備がされていること、上・下水道の環境整備がなされていること、地形が綺麗に区切れていることです。</p> <p>また、近隣に公園・小学校・医療機関・日常的商業施設が充実していること等があげられます。このように住環境に恵まれた場所であるため、この場所を選定しました。</p> <p>この計画は、一団の土地を3区画に分割する計画です。西側隣地と南側隣地・遊歩道とは高低差があるため、隣地境界をL型擁壁で土砂の流出を防止します。</p> <p>また、各宅地境界壁はコンクリートブロックを用いて各々の土砂流出を防ぎます。水道と下水道は東側道路に敷設されている公営水道管と公共下水管を利用します。各宅地の表面は砂利仕上げ</p>

		とし、宅地に降った雨水は宅内浸透で処理します。 資金計画ですが、用地取得費 3,188 万円、造成費 480 万円、諸経費 180 万円、合計 3,848 万円ですが、全額自己資金で賄います。残高証明書が添付されております。 周辺に農地は無く、特に周りの農地への影響等は無いと思われ ます。 18日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会 において書類審査および現地確認を行いました。問題はないとい うことです。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めま す。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案ど おり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号5番について、事務局の説明を 求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号5番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地 の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の 例外「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落 に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代 替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合 しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
16番	小川	案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する)

申請地は周囲を東側は田、西側は県道、南側は宅地、北側は田畑と住宅に囲まれた土地でございます。

本申請につきましては、〇〇が、賃借権を設定して資材置場として転用する案件でございます。

申請者の〇〇は、△△に所在をしております、建設業を主な事業とする法人でございます。事業の実績等を確認したところ、事業の継続性という点では問題ないと思われま

す。転用の必要性と土地の選定理由ですが、申請地は法人の事業所に隣接して県道に接しており、父の所有する当該農地を借り受けることができることとなったため、今回の申請に至っております。

具体的な土地利用ですが、敷地の3分の2程度を砕石や山砂等の土木資材置場として利用し、残り3分の1を工事用の重機や車両を置く計画でございます。ですから、通路のみを敷砂利として、他は現状のまま利用する計画です。周囲を資材飛散予防を考えまして、2mないし3mの安全鋼板を設置する予定です。取水と排水の計画はございません。雨水については敷地内に自然浸透する計画です。

資金計画ですが、総事業費が370万円で、敷地に敷く砂利代と安全鋼板購入代金で、全額自己資金で賄います。金融機関の証明書も添付されております。

周辺農地への影響でございますが、特に問題は無いかと思えます。

18日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。問題は無いと判断しております。

以上のような状況でございます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 七久保

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 七久保

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第3号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号6番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
7番	高木	<p>案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、7月に農業振興地域整備計画の変更の申請を提出しておりまして、9月の定例総会で承認されているものでございます。</p> <p>今回は転用の申請です。資料は92ページを見ると分かりやすいと思います。駐車場及び車庫の建設ということです。</p> <p>11月20日に現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号6番については、原案どおり承認されました。</p>

		次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。
13番	軽部	議案第4号につきましては、当時者であるため退席いたします。
議長	七久保	議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である13番「軽部俊典 委員」の退席を許可します。
		【13番 軽部 俊典 委員 退席】
議長	七久保	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和5年度 第8号 公告予定年月日は令和5年11月30日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定が13件、再設定12件、農地中間管理権取得が1件、所有権の移転が1件です。 なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第4号については、原案どおり承認されました。

13番「軽部俊典 委員」の着席を願います。

【13番 軽部 俊典 委員 着席】

議長

七久保

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号13番、

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号2番はお目通しを願います。

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

(午後2時24分)